

農林水産省幹部候補育成課程実施規程を次のように定める。

平成 26 年 10 月 6 日

農林水産大臣 西川 公也

農林水産省幹部候補育成課程実施規程

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 農林水産省における幹部候補育成課程は、国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号。以下「法」という。）及び幹部候補育成課程の運用の基準（平成 26 年内閣官房告示第 1 号。以下「運用基準」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところにより運用する。

(適用の範囲)

第 2 条 農林水産省における幹部候補育成課程（以下「課程」という。）は、農林水産省の職員から対象者を選定するものとする。

(定義)

第 3 条 この規程における用語の定義は、法及び運用基準に定めるところによるほか、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 「施設等機関」とは、植物防疫所、動物検疫所、動物医薬品検査所、農林水産研修所、農林水産政策研究所及び森林技術総合研修所をいう。
- 二 「地方支分部局」とは、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局及び漁業調整事務所をいう。
- 三 「監督者」とは、本省又は外局の内部部局にあつては職員の所属する局又は庁の長（大臣官房にあつては官房長）、農林水産技術会議事務局にあつては農林水産技術会議事務局長、施設等機関にあつては職員の所属する機関の長、地方支分部局にあつては職員の所属する地方支分部局の長をいう。

(管理体制)

第 4 条 農林水産省における課程対象者の育成が効率的かつ効果的に行われるよう、農林水産大臣を補佐し、課程の運用に関し必要な連絡調整等に当たる者として、課程管

理者を1人置く。

- 2 課程管理者は、官房長をもって充てるものとする。
- 3 課程の運用に関し、課程管理者を補佐する者として、副課程管理者を1人置く。
- 4 副課程管理者は、大臣官房秘書課長をもって充てるものとし、課程の運用に関し課程管理者が行う連絡調整等を補佐するものとする。

第2章 課程対象者の選定

(選定の基準及び手続)

第5条 副課程管理者は、毎年度1回以上、職員（課程対象者として選定されている職員を除く。）について、次の各号の要件を満たすか否か、及び第3項に掲げる事項に該当するか否かについて確認を行うものとする。

- 一 採用後、3年以上勤務しており、かつ、勤務している期間が12年を超えていないこと。
 - 二 選定しようとする日以前における直近2回の能力評価の全体評語のいずれか一方が「優良」の段階以上であり、かつ、他方が「やや不十分」の段階以下でないこと（人事評価が行われなかった期間のある職員については、人事評価以外の能力の実証に基づき同程度以上と認められる場合を含む。）。
 - 三 選定しようとする日以前における直近4回の業績評価の全体評語のいずれかが「優良」の段階以上であり、かつ、他の業績評価の全体評語が「良好」の段階以上であること（人事評価が行われなかった期間のある職員については、人事評価以外の能力の実証に基づき同程度以上と認められる場合を含む。）。
 - 四 課程における育成の対象となることを希望していること。
- 2 副課程管理者は、前項の要件を満たす職員について、次に掲げる事項を取りまとめ、課程管理者に報告するものとする。
- 一 氏名、所属及び官職
 - 二 報告日以前の勤務の記録（採用前の経歴又は資格等で課程管理者が必要と認めるものを含む。）
 - 三 報告日以前における直近2回の能力評価の結果及び直近4回の業績評価の結果（人事評価が行われなかった期間のある職員については、人事評価以外の能力の実証を含む。）
 - 四 報告日以前1年以内の懲戒処分の有無
 - 五 課程における育成の対象となることを希望する者（第1項第1号から第3号までのいずれの要件にも該当し、かつ、次項に掲げる事項のいずれにも該当することを確認した職員に限るものとする。以下「希望者」という。）の監督者及び課程管理者が指定する者の意見
 - 六 その他課程管理者が定める事項
- 3 課程管理者は、前項の報告があった職員のうち、第1項各号に掲げる要件をいずれも満たす職員であって、次に掲げる事項のいずれにも該当する職員について、第7条の規模、前項第5号の意見を考慮した上で、課程の育成の対象とすることがふさわしいか否かを検討するものとし、その結果を受け、農林水産大臣は、課程における育成の対象となるべき職員を選定するものとする。

- 一 報告日以前1年以内に懲戒処分を受けていないこと。
- 二 本省若しくは外局の内部部局又は農林水産技術会議事務局（以下「内部部局等」という。）での勤務経験があること。

（選定の通知等）

第6条 前条第3項の規定により農林水産大臣が課程対象者を選定した場合には、課程管理者は、副課程管理者を通じて、監督者に対し、文書によりその旨を通知するものとする。

- 2 前項の通知を受けた監督者は、本人に対し、課程対象者に選定された旨を文書により通知するものとする。
- 3 課程管理者と監督者が同一の場合には、前2項の規定にかかわらず、第1項の通知を省略するものとし、課程管理者は、本人に対し、課程対象者に選定された旨を文書により通知するものとする。
- 4 課程管理者は、希望者のうち、課程対象者として選定されていないことについて説明を求める職員に対し、当該職員の監督者その他の適当と認める職員を通じて、選定されていない理由を説明するものとする。

（課程の規模）

第7条 課程対象者については、毎年度、110人を超えない範囲の人数を選定するものとする。ただし、課程対象者としている者の数が相当程度少ない場合その他の110人とするのが適当でないと認められる場合であつて、課程の適切な運用が可能と認められる場合は、この限りでない。

第3章 引き続き課程対象者とするかどうかの判定

（定期的な判定）

第8条 副課程管理者は、半年ごとに、課程対象者（民間企業に派遣されていること等の事情により人事評価が行われない者その他の取りまとめが困難な者を除く。）について、次に掲げる事項を取りまとめ、課程管理者に報告するものとする。

一 氏名、所属及び官職

二 報告日以前における直近の能力評価の結果及び直近2回の業績評価の結果（人事評価が行われなかった期間のある者については、人事評価以外の能力の実証を含む。）

三 課程対象者の監督者及び課程管理者が指定する者の意見

四 その他課程管理者が必要と認める事項

- 2 課程管理者は、前項の報告があつたときは、課程対象者のうち、次の各号のいずれかの要件に該当すると認められる者（引き続き課程対象者とすべき特段の事情が認められる者を除く。）を取りまとめるものとし、その結果を受け、農林水産大臣は、引き続き課程対象者としなないことを決定するものとする。

一 判定しようとする日以前における直近の能力評価の全体評語が「やや不十分」の段階以下であること（人事評価が行われなかった期間のある職員については、人事評価以外の能力の実証に基づき同程度であると認められる場合を含む。）。

二 判定しようとする日以前における直近2回の業績評価の全体評語がいずれも「やや不十分」の段階以下であること（人事評価が行われなかった期間のある者につい

ては、人事評価以外の能力の実証に基づき同程度であると認められる場合を含む。) 。

3 前項のほか、課程管理者は、課程対象者のうち、次の各号の要件のいずれにも該当すると認められる者についても取りまとめ、その結果を受け、農林水産大臣は、引き続き課程対象者としなないことを決定できるものとする。

一 判定しようとする日以前における直近の能力評価の全体評語が「良好」の段階であること、又は直近2回の業績評価のいずれかの全体評語が「やや不十分」の段階以下であつても一方の全体評語が「良好」の段階であること（人事評価が行われなかつた期間のある者については、人事評価以外の能力の実証に基づき同程度であると認められる場合を含む。) 。

二 課程の適切な運用が可能となるような規模を勘案した場合に、他の課程対象者と比して勤務実績が劣っていると認められるため、引き続き課程対象者としなないことが適当であること。

（随時の判定）

第9条 副課程管理者は、課程対象者について、次の要件のいずれかに該当する場合には、その旨を課程管理者に報告するものとする。

一 課程対象者であることを希望しなくなつたこと。

二 引き続き課程対象者とすることが不適切と判断される状態にあるものと認められること。

2 課程管理者は、前項の報告があつた者のうち、同項各号のいずれかの要件に該当すると認められる者を取りまとめるものとし、その結果を受け、農林水産大臣は引き続き課程対象者としなないことを決定するものとする。

（判定の通知等）

第10条 第8条第2項若しくは第3項又は前条第2項の規定により農林水産大臣が引き続き課程対象者としなないことを決定した場合には、課程管理者は、副課程管理者を通じて、監督者に対し、文書によりその旨を通知するものとする。

2 前項の通知を受けた監督者は、本人に対して文書により引き続き課程対象者としなない旨を通知するものとする。

3 課程管理者と監督者が同一の場合には、前2項の規定にかかわらず、第1項の通知を省略するものとし、課程管理者は、本人に対し、引き続き課程対象者としなない旨を文書により通知するものとする。

4 課程管理者は、前2項の通知の対象職員（前条第1項第1号の理由により課程対象者としなないことが決定された職員を除く。) に対し、当該職員の監督者その他の適当と認める職員を通じて、課程対象者としなない理由を説明するものとする。

第4章 課程の期間

（課程の期間）

第11条 課程の標準的な期間は、選定後課程に在籍した期間が15年経過するまでの間とする。ただし、特段の事情が認められる課程対象者については、当該期間を延長することができる。

2 前項の課程の標準的な期間が経過する前に、課程対象者が管理職（相当する官職を

含む。)へ任命された場合には、当該課程対象者はその任命時に課程を終了するものとする。

(終了の通知等)

第12条 副課程管理者は、課程対象者について、前条第1項の標準的な課程の期間を経過したと認められる場合には、課程管理者にその旨を報告するものとする。

2 課程管理者は、前項の報告があった者について、前条第1項の課程の標準的な期間を経過したと認められる者を取りまとめるものとし、その結果を受け、農林水産大臣は、課程を終了させるものとする。

3 前項の規定により農林水産大臣が課程を終了させた場合には、課程管理者は、副課程管理者を通じて、課程が終了した職員の監督者に対し、文書によりその旨を通知するものとする。

4 前項の通知を受けた監督者は、本人に対して、文書により課程が終了した旨を通知するものとする。

5 課程管理者と監督者が同一の場合には、前2項の規定にかかわらず、第3項の通知を省略するものとし、課程管理者は、本人に対し、課程を終了した旨を文書により通知するものとする。

第5章 課程の内容

(課程対象者の配置に関する基本的な方針)

第13条 課程対象者が課程に属する期間中、その職務の遂行等を通じて、所管行政に係る専門性、政策の企画立案及び業務の管理に係る能力等の職務遂行能力を効果的かつ効率的に修得できるよう、計画的に、適時適切な業務等に従事させることを基本とする。

2 課程管理者は、前項を踏まえ、必要な連絡調整等を行うものとする。

(多様な勤務を経験する機会等)

第14条 課程管理者は、課程対象者が課程に属する期間中、他府省等、民間企業又は国際機関等における勤務を経験する機会等が原則として2回以上付与されるよう、必要な連絡調整等に努めるものとする。ただし、課程に属する前に、これらにおける勤務の経験がある場合は、この限りではない。

(地方での勤務経験等)

第15条 課程管理者は、課程対象者が課程に属する期間中、地方公共団体、地方支分部局又は施設等機関においても勤務をする機会等が付与されるよう、必要な連絡調整等に努めるものとする。

(内閣人事局が実施する研修への参加)

第16条 課程管理者は、課程対象者が課程に属する期間中、内閣人事局が実施する研修を計画的に受講できるよう、必要な連絡調整等を行うものとする。

(研修等)

第17条 農林水産省で実施する課程対象者に対する研修は、次のとおりとする。

- 一 係長研修 農林水産省の所管行政を踏まえ、政策に関する知識を深めるとともに、業務の管理に係る能力の向上を図ることを目的とする。

二 課長補佐研修 農林水産省の所管行政を踏まえ、政策の企画立案及び業務の管理に係る能力の向上を図ることを目的とする。

三 その他課程管理者が定める研修

- 2 課程管理者は、課程対象者が課程に属する期間中、適切な時期に前項の研修を受講することができるよう、必要な連絡調整等を行うものとする。
- 3 課程管理者は、課程対象者が課程に属する期間中、その職業能力の開発及び向上のため、自己啓発の機会を確保できるよう、環境整備等を図る観点から、必要な連絡調整等に努めるものとする。

第6章 課程の運用の特例

(中途採用職員の選定の特例)

第 18 条 経験者採用試験に合格し採用された職員及び法第 36 条ただし書に規定する選考により採用された職員(職制上の段階が内部部局等の係長又は課長補佐の職制上の段階に属する官職又はこれに相当する官職に採用された者に限るものとし、以下「中途採用職員」という。)については、条件付採用期間を経過しており、かつ、人事評価以外の能力の実証により課程対象者となることが適当と認められる場合には、第 5 条第 1 項第 1 号から第 3 号までの要件にかかわらず、課程における育成の対象となるべき者として選定することができるものとする。

- 2 前項の規定により選定する場合は、第 5 条及び第 6 条に規定する手続を準用するものとする。

(中途採用職員及び相当の勤務経験を有する職員の育成の特例)

第 19 条 課程対象者に選定された中途採用職員及び相当の勤務経験を有する職員に対しては、その職員の勤務経験、知識及び資格等を考慮し、相当と認める場合に限り第 5 章の勤務の機会等を付与し、又は研修を受講させれば足りるものとし、第 11 条第 1 項の課程の標準的な期間の経過前であっても、相当と認める場合には、課程を終了させることができるものとする。

- 2 前項の規定により終了させる場合は、第 12 条に規定する手続を準用するものとする。

第7章 雑則

(細則)

第 20 条 この規程の施行に際し必要な事項は、課程管理者が定める。

附 則 (平成 26 年 10 月 6 日農林水産省訓令第 15 号)

- 1 この訓令は、平成 26 年 10 月 6 日から施行する。
- 2 この訓令の施行の日から平成 29 年 8 月 28 日までの間は、第 5 条第 1 項第 1 号の規定の適用については、同号中「12 年」とあるのは「27 年」とする。
- 3 平成 26 年度における課程における育成の対象となるべき者の選定については、第 7 条の規定にかかわらず、1650 人を目安として、課程の適切な運用が可能と認められる範囲の人数を選定するものとする。この場合において、課程対象者は、第 19 条の規定に基づき、相当と認める場合に限り第 5 章の勤務の機会を付与し、又は研修を受

講させれば足りるものとし、第 11 条第 1 項の課程の標準的な期間の経過前であっても課程を終了させることができるものとする。

附 則（平成30年 3 月30日農林水産省訓令第11号）

この訓令は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 9 月28日農林水産省訓令第 9 号）

- 1 この訓令は、令和 4 年10月 1 日から施行する。
- 2 職員を選定しようとする日以前における直近 2 回の能力評価及び直近 4 回の業績評価の全体評語の全部が、令和 4 年 9 月30日までのいずれかの評価期間に係る能力評価又は業績評価の全体評語となる間における職員の選定の基準については、なお従前の例による。
- 3 職員を選定しようとする日以前における直近 2 回の能力評価及び直近 4 回の業績評価の全体評語の一部が、令和 4 年 9 月30日までのいずれかの評価期間に係る能力評価又は業績評価の全体評語となる間におけるこの訓令による改正後の農林水産省幹部候補育成課程実施規程第 5 条第 1 項の規定の適用については、同項第 2 号中「「優良」とあるのは「上位の段階又は「優良」と、「やや不十分」とあるのは「下位の段階又は「やや不十分」と、同項第 3 号中「4 回の業績評価の全体評語のいずれかが「優良」の段階以上であり、かつ、他の業績評価」とあるのは「3 回の業績評価（令和 4 年 9 月30日までのいずれかの評価期間に係る業績評価を含む場合は、当該業績評価の回数を除いた回数の業績評価）」とする。
- 4 職員を引き続き課程対象者とするかどうかの判定をしようとする日以前における直近の能力評価及び直近 2 回の業績評価の全体評語の全部が、令和 4 年 9 月30日までのいずれかの評価期間に係る能力評価又は業績評価の全体評語となる間における職員を引き続き課程対象者とするかどうかの判定の基準については、なお従前の例による。
- 5 職員を引き続き課程対象者とするかどうかの判定をしようとする日以前における直近の能力評価及び直近 2 回の業績評価の全体評語の一部が、令和 4 年 9 月30日までのいずれかの評価期間に係る能力評価又は業績評価の全体評語となる間におけるこの訓令による改正後の農林水産省幹部候補育成課程実施規程第 8 条第 2 項及び第 3 項の規定の適用については、同条第 2 項第 1 号中「「やや不十分の段階以下」とあるのは「下位の段階」と、同項第 2 号中「がいずれも」とあるのは「の一方が下位の段階であつてもう一方が」と、同条第 3 項第 1 号中「「良好」の段階」とあるのは「中位の段階」と、「のいずれかの全体評語が「やや不十分」の段階以下であつてもう一方の全体評語が「良好」の段階」とあるのは「の一方の全体評語が下位の段階であつてもう一方の全体評語が「良好」の段階であること若しくは一方の全体評語が中位の段階であつてもう一方の全体評語が「やや不十分」の段階以下」とする。